

1. キャンペーン概要について

1. 延長分のキャンペーンはいつからいつまでですか？

宿泊を伴う旅行商品は、3月31日(金)～6月30日(金)泊(7月1日チェックアウト)まで、日帰り旅行商品は、3月31日(金)～6月30日(金)催行分までが対象です。但し、下記の期間は助成対象外となります。

◆宿泊を伴う旅行商品

4月29日(土)～5月7日(日)泊(5月8日(月)チェックアウト分まで)

◆日帰り旅行商品

4月29日(土)～5月7日(日)催行分

2. 旅行代金はいくら割引をしたらよいですか？

宿泊のみの場合は、1人1泊(1回)あたり最大20%、1人あたりの上限3,000円の範囲内で割引を受けられます。また交通付旅行商品は、1人(1回)あたり最大20%、1人あたりの上限5,000円の範囲内で割引を受けられます。日帰り旅行商品についても最大20%、上限3,000円の範囲内で割引を受けられます。

加えて、地域限定クーポン(ながさきPAY)を平日2,000円、休日1,000円分付与しますので旅行会社(OTA・非対面販売以外)にて必ず発行・配布をお願いします。

3. キャンペーンを利用の場合は、どんな書類の確認が必要ですか？

キャンペーン利用には、

公的証明書(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、島民カード等居住地の確認ができるもの)

ワクチン3回目以上接種済証、又はPCR検査・抗原定量検査(宿泊日の3日前以内)・抗原定性検査(宿泊日の前日か当日)の陰性の検査結果通知書などが必要です。

なお、ワクチン接種証明については、「同居」する親等の監護者が同伴する場合を条件に、12歳未満は不要です。

※ワクチン・検査要件の廃止措置の公表以前に予約したお客様に対し、ワクチン・陰性の検査結果の確認が不要となったことについて、ご案内をお願いします。(特に、検査を予定しているお客様に必要なない検査を受けてしまうことの無いよう対応をお願いします。)

「地域限定クーポン受領書」(旅行事業者で回収・保管)の2点が必要です。

4. “ワクチン接種歴(ワクチンを3回接種済であるもの)または検査結果(有効期限内のもので検査結果が陰性のもの)の提示“がなぜ必要なのですか？

本キャンペーンでは、国が公表している「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」等のガイドラインに則した対応を国から求められております。この「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ」を基に、ワクチン接種歴(ワクチンを3回接種済であるもの)または検査結果(有効期限内のもので検査結果が陰性のもの)の提示が必要となっております。

5. ワクチン接種証明書類、検査結果通知書は原本の確認が必要ですか？

ワクチン接種証明については原本を撮影した画像や写し等でも構いませんが、キャンペーン利用者本人のものとなる必要があります。その他、3回目のワクチン接種済がわかる接種券、民間の検査機関等で発行される検査結果通知書等の原本を撮影した画像及び写しでも確認書類として代用可能です。

2. 利用条件について

1. 3月21日以前の既存予約も対象になりますか？

対象となりません。但し、受注型企画旅行商品については、確定書面の交付日が3月22日以降、かつ、旅行の実施日が令和5年3月31日以降であれば割引対象となります。

2. 利用人数や泊数などに制限はありますか？

利用人数に制限はありません。泊数は、1回の予約につき7泊までが対象です。

3. 居住地によって利用制限はありますか？

ありません。日本国内に居住の方が対象です。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況により今後、利用制限を設ける場合があります。

4. ビジネスの出張でも利用できますか？

利用できます。但し修学旅行を引率する先生など公費による出張は対象外です。
※修学旅行の引率教員・カメラマン・看護師等の取扱いについて

※○；対象 ×；対象外						
	引率 教員		看護師	カメラマン	添乗員	乗務員
公立	学校負担×	生徒負担×	×	○	×	×
私立	学校負担○	生徒負担×	×	○	×	×

5. 4名で宿泊予定のお客様のうち、1名がワクチンの接種済証の持参を忘れました。その場合、全員割引の対象外となりますか？
 証明書をお忘れの方のみキャンペーン対象外となります。

6. 団体旅行でも利用できますか？

利用可能です。尚、本キャンペーンからは、日帰り旅行を扱う旅行会社の所在地の制限（本社や営業所等）は設けていません。

7. 「日帰り入浴プラン・日帰り入浴屋食付きプラン」は割引の対象としてよいですか？
 宿泊施設が販売する日帰り入浴プラン等は対象外となります。

8. 訪日外国人旅行者でも利用できますか？

日本国内に居住している方が対象ですので、利用できません。

9. 日本へ一時帰国中の海外在住者は対象になりますか？

対象者は、日本国内居住者に限られています。

海外在住者で一時帰国中の方は、現在日本国内での居住実態がないため対象外となります。

10. 添寝の子供も割引対象になりますか？

予約内容に乳幼児（料金の発生を問わず）が含まれている場合は割引対象となります。

しかし、無料乳幼児をカウントした結果、対象宿泊商品下限（平日 3,000 円、休日 2,000 円）を下回った場合、全員分が対象外となり、また地域限定クーポン（ながさき PAY）の付与もできなくなるため注意が必要です。

11. 子供の本人確認は必要ですか？

必要です。本人確認書類については、健康保険証（両面）、マイナンバーカード、住民票（3ヶ月以内に発行されたもの）等の原本となります。

12. 市町村が行う助成制度と併用できますか？

併用は可能です。

その場合、市町が行う助成制度の割引額を先に引いて、その後の宿泊代金・旅行代金に対して本キャンペーンを適用します。

結果として、割引後の旅行代金が1人1泊あたり平日 3,000 円／休日 2,000 円未満となった場合、販売助成金の対象外となりますので注意が必要です。

13. 企業の福利厚生等の組織会員向けの割引との併用は可能ですか？

併用可能です。その場合、割引額を先に引いて、その後の宿泊代金・旅行代金に対して本キャンペーンを適用します。

結果として、割引後の旅行代金が1人1泊あたり平日 3,000 円／休日 2,000 円未満となった場合、販売助成金の対象外となりますので注意が必要です。

14. 宿泊予約サイト(OTA)等の会員向けクーポンや個人所有のポイントとの併用は可能ですか？

併用可能です。

その場合、会員向け割引クーポンを先引きした宿泊代金が基準となります。

割引クーポン利用後の旅行代金が1人1泊あたり平日 3,000 円／休日 2,000 円未満となった場合、販売助成金の対象外となります。

また、個人所有のポイント等は現金と同様の支払い手段として利用する場合については割引後の宿泊代金・旅行代金の支払いにご利用いただけます。

15. キャンセル料は割引前の代金が対象ですか？

割引前の代金を基に、キャンセル料は算出されます。

16. 割引は税込みの宿泊代金、旅行代金に対してですか？

消費税および地方消費税を含めた金額が割引の対象になります。入湯税については、入湯税の金額があらかじめ宿泊代金に含まれている場合は割引の対象になりません。

17. 平日・休日の考え方は？

宿泊を伴う旅行については、宿泊日とその翌日がともに休日(土・日・祝日)の場合には、その宿泊日は「休日」として扱い、それ以外は「平日」として扱います。

宿泊を伴う旅行については、6月30日までのカレンダーにおいては、土曜日のみが休日扱いとなります。

日帰り旅行においては、土日祝実施分を休日、それ以外が平日扱いとなります。
※それぞれのカレンダーにて、必ずご確認ください。

18. コロナに感染したため、やむを得ず旅行を中止されたお客様の取消料はどうなりますか？

取消料の補填はございません。お客様負担となります。

19. 団体旅行のバスの乗務員、添乗員は助成の対象となりますか？

助成の対象となりません。

20. 生活保護受給児童生徒や準要保護児童生徒は助成・クーポンお渡しの対象となりますか？

取扱いについては、下記をご参照ください。

生活保護受給児童生徒	公的補助受給となるため割引適用対象外となります。但し、地域限定クーポンは特例としてお渡しします。
準要保護受給児童生徒 特別支援教育就学奨励費 受給児童生徒	公的補助受給額の比率に関係なく、割引適用とします。但し、公費補助100%の場合は上記に同じとなります。

21. 4月1日に長崎市において導入される宿泊税の取扱いはどのようになりますか？

宿泊税については、入湯税同様、予約した際にあらかじめ宿泊・旅行代金に含まれる場合に限り、割引対象額に含めて構いません。

税額については、割引前の金額に対して、算出してください。

22. 全国旅行支援を適用可能な商品について、ワクチン・検査要件の廃止措置公表以前(4/27)に、同要件を満たせないため、本支援を適用せずに予約した旅行は、支援対象となりますか？

支援対象となりません。

3. 地域限定クーポン受領書について

1.地域限定クーポン受領書について

対面方式で販売した旅行商品については、クーポンを配布し、地域限定クーポン受領書を記載の上、回収してください。（事務局への提出は不要です。各旅行会社にて保管してください。）

受領書様式は、ながさき旅ネットに掲載しています。

2.地域限定クーポン受領書の記入を間違えたのですが訂正は可能ですか？

「1. 宿泊代表者」の欄のみ、訂正可能です。この場合、二重線で取消し、空きスペースに修正内容を記載してください。「2. クーポン受領書」欄は訂正ができませんので、利用者へ新しい書面への書き直しを依頼ください。

3. 団体に宿泊する場合、地域限定クーポン受領書の記入はどうすれば良いですか？

地域限定クーポン受領書については、代表者が発行された枚数分の合計金額および内訳欄の記入・クーポン受領の署名をお願いします。

4. 地域限定クーポン(ながさき PAY)について

1. 地域限定クーポン(ながさき PAY)の対象者を教えてください？

クーポン配布対象者は旅行割引を受けられた方です。

宿泊割引を受ける条件は日本国内に在住していること、長崎県内の対象宿泊施設への宿泊及び旅行商品であること(旅行会社が販売する旅行商品(日帰り含む)も対象)、平日 3,000 円以上、休日 2,000 円以上(税込)の宿泊代金及び旅行商品であることとなります。

2.地域限定クーポン(ながさき PAY)の配布は旅行会社でも行いますか？

キャンペーンでは、これまでの日帰り旅行商品に加え、対面で販売する旅行商品についても旅行会社において、利用者に出発日前まで(日帰りは当日で可)に配布することを、参画の条件とします。必ず、出発日前までに利用者への配布をお願いします。

また、OTA など非対面方式で販売した旅行商品においては、宿泊施設でクーポンを配布するように、予め宿泊施設に対し確実に通知伝達し、お渡し漏れがないようにしてください。

3. 宿泊グループ内に利用条件を満たさない人が含まれる場合、地域限定クーポン（ながさき PAY）のお渡しはどうしたら良いですか？

グループ内に利用条件を満たさない参加者を含む場合は、利用対象の方のみ付与対象となります。

4. 地域限定クーポン（ながさき PAY）のお渡し方法について

旅行会社（OTA・非対面販売除く）販売の旅行商品分は平日 2,000 円分、休日 1,000 円分の地域限定クーポン（ながさき PAY）を利用者に出発前日までに配布してください。日帰り旅行の場合は当日までに同様をお願い致します。

また、修学旅行生に対しては旅行者全員がスマートフォンを所持しているとは限らない為、紙クーポンとして使用することができます。（但し、対応できる店舗は限定されますので、アプリやながさき旅ネットにてご確認ください。）

5. 地域限定クーポン（ながさき PAY）を使える期間は？利用店舗はどこですか？

チェックイン日からチェックアウト日まで（日帰りツアーは旅行当日のみ）で利用でき、長崎県内のキャンペーン登録取扱店舗で利用できます。

利用できる店舗は、アプリ及びながさき旅ネット内の「全国旅行支援特設ページ」にある「宿泊施設・加盟店検索」より検索できます。

また「ながさきで心呼吸の旅キャンペーンクーポン-加盟店」とステッカーが店舗に貼付されています。

6. 地域限定クーポン（ながさき PAY）を使わない場合、払い戻しはありますか？

払い戻しはありません。

7. 地域限定クーポン（ながさき PAY）は、おつりはありますか？

おつりはありませんが、1 円単位でのご利用が可能です。

8. 地域限定クーポン（ながさき PAY）を紛失（破損）した場合、再発行してもよいですか？

地域限定クーポン（ながさき PAY）の再発行はできません。

9. 連泊でクーポンをお渡しした後一部キャンセルになった時は？

旅行開始前の場合、旅行会社でお渡ししたクーポンを全てキャンセル操作してください。キャンセル操作後、改めて必要な泊数分を発行し、再度お渡しください。

（操作方法については、『旅行・宿泊事業者用管理画面マニュアル』を参照ください。）

旅行開始後の場合、クーポンのキャンセルできません。お渡ししたクーポンの金額を、旅行会社がお客様から現金で回収してください。

回収した現金については、本事業の清算のタイミングでの、事務局へのお振込み等によるお手続きとなりますので、事務局よりお知らせがあるまでは預かり金として保管頂きますようお願いいたします。

10. 添い寝の乳幼児は地域限定クーポン(ながさき PAY)をもらえますか？

予約内容に乳幼児(料金の発生を問わず)が含まれている場合もお渡しの対象となります。しかし、無料乳幼児をカウントした結果、対象宿泊商品下限(平日 3,000 円、休日 2,000 円)を下回った場合、全員分が対象外となり、地域限定クーポン(ながさき PAY)の付与もできなくなるため注意が必要です。

5. 本人確認、住所確認など確認書類について

1. 確認に必要な書類はどのような書類ですか？

<本人確認書類(有効期限内のもの)> ※原本

公的証明書が必要であり、具体的にはマイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、健康保険証(両面)、マイナンバーカード、島民カード等、公的機関が発行したもので住所の確認ができるものを指します。住民票、公共料金の領収書等 3 か月以内に発行されたものに限りま す。

2. 旅行商品の販売時において、本人・居住地確認書類の確認ができない場合はどうすれば良いですか？

後日送付などでの提示は認められないことから、キャンペーンの対象外となります。対象となるには本人確認や下記<4. 項>のワクチン関係の要件が必要となります。

3. 旅行申込は旧姓で予約しましたが、当日の本人確認書類が新姓である場合はどうすれば良いですか？

本人確認書類で旧姓・新姓を問わず本人が特定できた場合、キャンペーンの対象となります。

4. ワクチン接種・陰性証明はどのような書類の確認が必要ですか？

~~ワクチン3回目以上接種証明書・PCR検査、抗原定量検査の（陰性の）検査結果通知書（宿泊日の3日前以内）・抗原定性検査の（陰性の）検査結果通知書証明書（宿泊日の1日前以内）~~

-

5. ワクチン接種証明書は海外接種証明書でも有効ですか？

海外発行のものについては、厚生労働省が有効と認めているものについて以下 URL <https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate-to-japan.pdf> で示されており、これに該当するものであれば全国旅行支援の対象となります。

-

6. 子どももワクチン接種証明又は陰性証明の確認が必要ですか？

12歳未満については、「同居」する親等の監護者が同伴する場合、監護者がワクチン接種証明(3回)又は陰性証明の提示ができれば、提示不要です。

ただし、12歳未満であっても監護者の同伴がない場合または監護者がワクチン接種証明等を提示できない場合については、本人のワクチン接種証明(2回)又は陰性証明の提示がないとキャンペーンを利用できません。

7. 宿泊日に12歳の誕生日を迎える子供の陰性証明の確認は必要ですか？

チェックイン時に12歳であれば、必要です。連泊中の滞在中に12歳を迎えた場合は不要です。

8. 検査陰性証明は市販の検査キットでも有効ですか？

無効です。事業者(検査機関)が発行した証明で、受検者氏名・検査結果・検査方法・検査所名証明書・検体採取日・検体管理者氏名・有効期限が記載された証明書が必要です。

-

9. 検査が可能な医療機関・検査機関を教えてください？

各都道府県HPに一覧が掲載されているため、ご確認ください。詳細については、各機関へ直接お問合せください。

-

10. 有効期限(有効時間)切れの証明書は有効として良いですか？

無効です。

-

11. 3回目のワクチン接種証明は、14日以上経過など要件がありますか？

ありません。3回目の接種証明については、接種日以降、有効な証明となります。

-

12. 4回目の接種証明書も有効ですか？

4回目の接種証明書の提示でも可です。

13. ~~新型コロナウイルスの罹患証明書をPCR検査などの陰性証明書の代用とすることはできますか？~~

できません。

14. 施設(県)またぎで連泊をする場合、陰性証明書は都度の提示が必要ですか？

この場合、初泊にて陰性証明の確認ができれば、その旅行全体に適用です。(当該旅行期間中の再度の検査は不要)但し、2泊目以降は初泊でないことの証明が必要です。(初泊の施設が発行した宿泊割引の証明書や領収書等)

15. 旅行会社経由の予約の場合は、身分証明書・ワクチン接種証明の確認は必要ですか？

旅行会社経由(OTA・非対面販売以外)の予約については、身分証明・ワクチン証明の確認は旅行会社で行ってください。ただし、OTA・非対面販売経由の予約については陰性証明書について、事前確認ができないため宿泊施設での確認をお願いしてください。

16. 5月8日以降も本人確認は必要ですか？

居住地確認や不正対策の観点から、**本人確認の利用条件は引き続き必要**となります。